

A3 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の6第1項の規定により、医業及び歯科医業については、医療法施行令（昭2和23年政令第326号。以下「令」という。）において診療科名として具体的に規定したものに限り広告可能としていましたが、平成18年の医療法等改正の趣旨にかんがみ、患者や住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の改正が行われました。

具体的に診療科名については、従来、令に具体的名称を限定列挙して規定していたところを、この方式を改め、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めました。

今回の改正により、

- ① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるとともに、
- ② 従来、診療科名として認められなかった事項である
 - (a) 身体や臓器の名称
 - (b) 患者の年齢、性別等の特性
 - (c) 診療方法の名称
 - (d) 患者の症状、疾患の名称についても、令第3条の2第1項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することが可能となりました。
- ③ その他、令第3条の2第2項二(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(※)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(※)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能となりました。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することも可能です。

(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

以上の通り、診療科名については、相当程度拡大することとしました。特に、上記②のように、組み合わせによって新しく広告することが可能となる診療科名については、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられます。

また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要があります。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を別表において例示します。

また、組み合わせに当たり、②(a) から (d) までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能です。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることについては、不適切な意味となるおそれがあることから、認められません。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要があります。

(別表) 診療科名具体例			歯科
医科			
内科	外科	泌尿器科	歯科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科	小児歯科
循環器内科	心臓血管外科	産科	矯正歯科
消化器内科	心臓外科	婦人科	歯科口腔外科
心臓内科	消化器外科	眼科	
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科	
気管食道内科	小児外科	リハビリテーシ ョン科	
胃腸内科	気管食道外科	放射線科	
腫瘍内科	肛門外科	放射線診断科	
糖尿病内科	整形外科	放射線治療科	
代謝内科	脳神経外科	病理診断科	
内分泌内科	形成外科	臨床検査科	
脂質代謝内科	美容外科	救急科	
腎臓内科	腫瘍外科	児童精神科	
神経内科	移植外科	老年精神科	
心療内科	頭頸部外科	小児眼科	
感染症内科	胸部外科	小児耳鼻いんこ う科	
漢方内科	腹部外科	小児皮膚科	
老年内科	肝臓外科	気管食道・耳鼻 いんこう科	
女性内科	膵臓外科	腫瘍放射線科	
新生児内科	胆のう外科	男性泌尿器科	
性感染症内科	食道外科	神経泌尿器科	
内視鏡内科	胃外科	小児泌尿器科	
人工透析内科	大腸外科	小児科(新生児)	
疼痛緩和内科	内視鏡外科	泌尿器科(不妊 治療)	
ペインクリニック 内科	ペインクリニック 外科	泌尿器科(人工 透析)	
アレルギー疾患 内科	外科(内視鏡)	産婦人科(生殖 医療)	
内科(ペインク リニック)	外科(がん)	美容皮膚科	
内科(循環器)	精神科		
内科(薬物療法)	アレルギー科		
内科(感染症)	リウマチ科		
内科(骨髄移植)	小児科		
	皮膚科		